

青森県報

第九百十六号

令和七年
五月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する
条例に基づく保護地域、保全地域及び調整地域……………(環境政策課) ……一
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……四
- 家畜伝染病の発生……………(畜 産 課) ……四
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……四
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(三八農林水産事務所) ……四
- 土地改良区の役員就任及び退任……………(上北農林水産事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……八
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……八

告

示

青森県告示第三百十八号

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例(令和七年三月青森県条例第二号)第七条第一項の規定により、保護地域、保全地域及び調整地域を次のとおり定め、令和七年七月一日から施行するので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年五月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保護地域

次に掲げる区域

- 1 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域
- 2 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち別図1に表示した区域
- 3 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
- 4 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(地域を定めず指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として指定されたものを除く。)に係る区域
- 5 文化財保護法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡、名勝又は天然記念物(地域を定めず仮指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として仮指定されたものを除く。)に係る区域
- 6 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区の区域
- 7 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の対象とする森林の区域のうち別図2に表示した区域
- 8 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第一項の規定により特別地域として指定された区域
- 9 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二條第一項の規定によ

り自然環境保全地域として指定された区域

10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により特別保護地区として指定された区域

11 国有林野管理経営規程（平成十一年農林水産省訓令第二号）第十二条第二項第六号の保護林及び緑の回廊の区域

12 青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第二十八条第一項の規定により特別地域として指定された区域

13 青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）第十四条第一項の規定により県自然環境保全地域として指定された区域

14 青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十八条第一項の規定により指定された県史跡、県名勝又は県天然記念物（地域を定めずに指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として指定されたものを除く。）に係る区域

二 保全地域

次に掲げる区域のうち保護地域の区域を除く区域

1 森林法第二条第三項に規定する国有林の区域

2 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域

3 森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域

4 森林法第四十一条第一項の規定により保安施設地区として指定された区域

5 自然公園法第三十三条第一項に規定する普通地域の区域

6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区として指定された区域

7 青森県立自然公園条例第三十条第一項に規定する普通地域の区域

8 青森県自然環境保全条例第二十三条第一項の規定により県開発規制地域として指定された区域

9 青森県自然環境保全条例第二十九条第一項の規定により県緑地保全地域として指定された区域

10 青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第六条第一項の規定により保全地域として指定された区域

三 調整地域

保護地域及び保全地域の区域を除く区域

別図 1



別図 2



青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

令和七年五月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| | | | |
|----------------|---------------|----------|----------|
| 指定介護老人福祉施設の開設者 | 名 称 | 介護老人福祉施設 | 指 定 |
| 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | 年 月 日 |
| 社会福祉法人七峰会 | 特別養護老人ホームサンアツ | 弘前市大字浜の三 | 令和七・五・二〇 |
| 弘前市大字下白銀町二一の八 | ブルホーム | 弘前市大字浜の三 | |

青森県告示第三百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年五月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| | | | | | |
|----------|-------|-----------|----|-----------|---------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患者、疑似患者の別 | 頭数 | 発生の場所又は区域 | 発生日 |
| ヨ―ネ病 | 牛 | 患者 | 一 | 東通村 | 令和七・五・二 |

青森県告示第三百二十一号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和七年五月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
弘前市駅前町九の二〇
- 株式会社マイタウンひろさき
- 二 売りさばき場所
弘前市駅前町九の二〇
- 三 指定年月日
令和七年五月十三日

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年五月二十一日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

| | | |
|-------------|------------------------------|----------|
| 地区名 | 県営土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 名川第二工区 | 経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備） | 令和七・三・二〇 |
| 北向堰頭首工（更新型） | 農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型） | 七・三・二六 |

| | | |
|---------------|--------------|-------|
| 浅水筒口幹線 用水路 | 〃 | 七・三・七 |
| 七崎用水路 | 〃 (耕作条件型) | 六・五・七 |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年五月二十一日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|-------------------|--|
| 理事 | 中野 修 | 十和田市大字洞内字豊良一の三〇 | 令和七・四・三就任 |
| 〃 | 野月 紀幸 | 上北郡七戸町字荒屋一五〇 | 〃 |
| 〃 | 久保 均 | 〃 〃 字賽ノ神二七 | 〃 |
| 〃 | 山田 繁雄 | 〃 〃 字沼ノ沢四九の二 | 〃 |
| 〃 | 仁和 正教 | 十和田市大字大沢田字茅久保六二の一 | 〃 |
| 〃 | 金見 一雄 | 上北郡七戸町字下見町一〇〇の二 | 〃 |
| 〃 | 山田 信一 | 十和田市大字洞内字深沢平七一の一 | 〃 |
| 〃 | 工藤 章 | 上北郡七戸町字川去三三の四〇 | 〃 |
| 〃 | 立崎 由紀夫 | 〃 〃 字荒屋一五〇 | 〃 |
| 〃 | 小笠原 勝 | 十和田市大字洞内字五十貫田三三三 | 〃 |
| 〃 | 仁和 洋子 | 〃 〃 大字大沢田字下道五五の三 | 〃 |
| 〃 | 藤田 清六 | 上北郡七戸町字荒屋一五四の三 | 〃 |
| 〃 | 野月 武彦 | 十和田市大字洞内字豊良二三三 | 〃 |
| 〃 | 高坂 泰司 | 上北郡七戸町字七戸六五 | 〃 |
| 〃 | 久保 均 | 〃 〃 字賽ノ神二七 | 七・四・三退任 |

| | | | |
|---|--------|-------------------|---|
| 〃 | 山田 信一 | 十和田市大字洞内字深沢平七一の一 | 〃 |
| 〃 | 中野 修 | 〃 〃 字豊良一の三〇 | 〃 |
| 〃 | 山田 繁雄 | 上北郡七戸町字沼ノ沢四九の二 | 〃 |
| 〃 | 仁和 正教 | 十和田市大字大沢田字茅久保六二の一 | 〃 |
| 〃 | 野月 紀幸 | 上北郡七戸町字荒屋一五〇 | 〃 |
| 〃 | 金見 一雄 | 〃 〃 字下見町一〇〇の二 | 〃 |
| 〃 | 工藤 章 | 〃 〃 字川去三三の四〇 | 〃 |
| 〃 | 立崎 由紀夫 | 〃 〃 字荒屋一五〇 | 〃 |
| 〃 | 小笠原 勝 | 十和田市大字洞内字五十貫田三三三 | 〃 |
| 〃 | 仁和 洋子 | 〃 〃 大字大沢田字下道五五の三 | 〃 |
| 〃 | 藤田 清六 | 上北郡七戸町字荒屋一五四の三 | 〃 |
| 〃 | 野月 武彦 | 十和田市大字洞内字豊良二三三 | 〃 |
| 〃 | 高坂 泰司 | 上北郡七戸町字七戸六五 | 〃 |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年五月二十一日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------------------|--|
| 理事 | 平館 龍太郎 | 十和田市大字相坂字高見一二五 | 令和七・四・一就任 |
| 〃 | 竹ヶ原 直大 | 〃 〃 東六番町九の三四 | 〃 |
| 〃 | 高館 孝 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八二の三 | 〃 |
| 〃 | 栗山 敬一 | 十和田市大字相坂字小林一一一の一 | 〃 |
| 〃 | 竹ヶ原 善昭 | 〃 〃 字相坂一〇七の二 | 〃 |

| 悟空会 (川村 悟) | 政治団体の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 政党以外の政治団体 | | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | 異動事項 | 異年月日 |
|---------------|--------------------|------|-----------|----------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|-------|-----------------------|-------|-----------------------|--------|------------|---------|------|
| | | | 代表者 | 主たる事務所の所在地 | | | | | | | | | | | | |
| 川村 一也 | 新 | | 三上 金一 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡二の三三 | 渡邊 正人 | 三戸郡五戸町大字石中浦田四〇の一 | 佐藤 広朗 | 三戸郡五戸町大字石中浦田四〇の一 | 田澤 隆 | 南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字元二八の一 | 室瀬 哲之 | 南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字元二八の一 | 佐藤 広朗 | 新 | 令和七・三・一 | |
| 小田桐 正 | 旧 | | 桑田 定信 | 中津軽郡西目屋村大字秋字都谷森九四の二 | 大沢 義之 | 三戸郡五戸町大字石中浦天満二六の一 | 平川 重廣 | 三戸郡五戸町大字石中浦天満二六の一 | 品川 新一 | 南津軽郡田舎館村大字十二川原字中鱈一七の一 | 酒井 敏雄 | 南津軽郡田舎館村大字十二川原字中鱈一七の一 | 山本 幸之助 | 旧 | 令和七・三・一 | |

| 青森県看護連盟 (大鰐 恭子) | 代表者 | 大鰐 恭子 | 須藤 明子 | 五・七・一 |
|----------------------|-----|--------|-------|-------|
| 木村じゅんじ後援会 (木村 淳司) | 代表者 | 樋口 三枝子 | 高野 紀子 | 七・一・六 |
| 松尾和彦後援会 (工藤 茂雄) | 代表者 | 高野 紀子 | 高野 紀子 | 七・一・六 |
| 川村悟後援会連合会 (吉澤 俊寿) | 代表者 | 高野 紀子 | 高野 紀子 | 七・一・六 |
| 佐藤和友後援会 (畠山 賢悦) | 代表者 | 高野 紀子 | 高野 紀子 | 七・一・六 |

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
|-------------|-------|---------|
| 日本小さな僕たち委員会 | 尾形 裕之 | 令和六・三・三 |
| 山内崇政経研究会 | 山内 崇 | 七・三・三 |
| 高橋修一油川地区後援会 | 宮本 政一 | 七・三・三 |

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 高橋修一 沖館地区後援会 | 前田 保 | 七・三・三 |
| 高橋修一 後援会青年部 | 森 直樹 | 七・三・三 |
| 高橋修一千刈・篠田地区後援会 | 片岡 義正 | 七・三・三 |
| 高橋修一 港町地区後援会 | 工藤 誠一 | 七・三・三 |
| 蛭名敏治後援会 | 乙供 吾一 | 七・四・一 |

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

| | | | | |
|-----------------------|---------|-----------|---------------|-----------|
| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 福士 珠美 | 参議院議員 | 福士珠美後援会 | 青森市安方二丁目五の一〇 | 七・四・四 |
| 木村 淳司 | 青森市議会議員 | 木村じゅんじ後援会 | 青森市千刈二丁目一九の六六 | 令和七・三・二六 |

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年五月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

| | | |
|------------------|-------------|-----------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなつた年月日 |
| 尾形 裕之 | 日本小さな僕たち委員会 | 令和六・三・三 |
| 山内 崇 | 山内崇政経研究会 | 七・三・三 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|
| (発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭 |
|-------------------------------------|---|--------------------------------|